

陸上自衛隊達第99-6号

航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第14条の規定に基づき航空従事者技能証明等に関する達を次のように定める。

昭和41年10月5日

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

航空従事者技能証明等に関する達

改正	昭和43年 2月28日達第122-60号	昭和44年 7月28日達第122-65号
	昭和46年 7月15日達第99-6-1号	昭和47年12月27日達第41-2-2号
	昭和48年 3月 6日達第99-7-3号	昭和50年 2月12日達第122-100号
	昭和53年 1月13日達第122-109号	昭和53年 1月27日達第99-6-2号
	昭和57年 4月30日達第122-119号	昭和57年 8月 5日達第99-6-3号
	昭和58年 7月15日達第99-6-4号	昭和61年 3月19日達第99-6-5号
	昭和61年11月22日達第99-6-6号	昭和61年12月18日達第99-6-7号
	平成 元年 2月10日達第122-127号	平成 4年 3月26日達第99-2-13号
	平成 6年 3月28日達第99-6-8号	平成 7年 4月24日達第99-6-9号
	平成 9年 3月27日達第99-6-10号	平成10年 3月20日達第122-136号
	平成11年 3月25日達第122-151号	平成11年12月24日達第99-6-11号
	平成13年 3月27日達第122-167号	平成14年 3月26日達第122-175号
	平成17年 3月28日達第122-197号	平成18年 3月27日達第122-206号
	平成19年 1月 9日達第122-215号	平成19年 3月27日達第99-6-12号
	平成20年 7月23日達第122-228号	平成22年 3月25日達第122-243号
	平成23年 4月 1日達第32-19号	平成23年 4月19日達第122-251号
	平成24年 3月16日達第99-6-13号	平成26年 3月25日達第122-262-2号
	平成26年10月17日達第99-6-14号	平成27年10月13日達第99-6-15号
	平成28年 3月23日達第122-276号	平成30年 3月27日達第122-291号
	平成31年 4月19日達第122-302号	令和 元年 6月27日達第122-303号
	令和 2年 3月24日達第122-308号	令和3年3月12日達第122-314号
	令和 4年 3月29日達第122-317号	令和6年4月1日達第99-6-16号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 技能証明及び計器飛行証明（第2条-第18条）
- 第3章 航空機操縦士技量記録（第19条-第26条）
- 第4章 飛行時間等の記録（第27条-第31条）
- 附則
 - 別紙第1 技能証明上申書
 - 別紙第2 正規教育課程

- 別紙第 3 防衛大臣の指定する講習
- 別紙第 4 整備に関する所要の実務経験期間及び必要な経験の基準
- 別紙第 5 技能証明限定拡大上申書
- 別紙第 6 指定事項を追加できる教育課程及び集合教育
- 別紙第 7 計器飛行証明試験依頼書
- 別紙第 8 計器飛行証明試験実施要領及び判定基準
- 別紙第 9 計器飛行証明上申書
- 別紙第 10 試験総合表
- 別紙第 11 再交付上申書
- 別紙第 12 技量記録の作成責任者及び調整者
- 別紙第 13 航空機操縦士技量記録
- 別紙第 14 学生等操縦技量記録
- 別紙第 15 操縦士等飛行経歴
- 別紙第 16 操縦士等飛行記録
- 別紙第 17 航空作業記録
- 別紙第 18 飛行記録等作成者

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、陸上自衛隊における航空従事者技能証明、計器飛行証明、航空機操縦士技量記録及び飛行時間等の記録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 技能証明及び計器飛行証明

(技能証明の上申)

第 2 条 方面航空隊長、師団長に直属する飛行隊の長（以下「師団飛行隊長」という。）、旅団長に直属するヘリコプター隊又は飛行隊の長（以下「旅団ヘリコプター隊長」又は「旅団飛行隊長」という。）、第 1 ヘリコプター団長、航空学校長、飛行実験隊長、補給統制本部長及び関東補給処長（以下「航空隊長等」という。）は、所属隊員で航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 21 号。以下「訓令」という。）別紙第 1 に定める資格条件を満たす者について、技能証明上申書（別紙第 1）を随時作成し、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。ただし、正規教育課程を修了したことにより、当該技能証明の資格条件を満たす者についてはその都度、航空学校に設置された正規教育課程については航空学校長が、第 1 ヘリコプター団に設置された正規教育課程については第 1 ヘリコプター団長が、西部方面航空隊に設置された正規教育課程については西部方面航空隊長が上申するものとする。

2 前項の場合において、別紙第 2 に掲げる課程を修了した者は、訓令別紙第 1 第 6 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 12 項第 1 号又は第 13 項第 1 号に規定する正規教育課程を修了したものとし、別紙第 3 に掲げる講習を修了した者は、訓令別紙第 1 第 6 項、第 8 項、第 12 項又は第 13 項に規定する講習を修了したものとする。

3 第1項の場合において、訓令別紙第1第13項第1号に規定する整備士としての所要の実務経験期間及び訓令別紙第1第13項第3号に規定する必要な経験についての判定は、別紙第4によるものとする。

(整備士の限定事項)

第3条 整備士の技能証明の上申に当たっては、別紙第2に掲げる教育課程のうち当該整備士が修了した課程に応じ、同別紙の限定事項欄に掲げる整備の種類を記載するものとする。

(限定事項の拡大)

第4条 航空隊長等は、前条に規定する整備の種類を限定された整備士が新たに別紙第2又は別紙第3に掲げる他の整備の種類に属する課程又は講習を修了したときは、技能証明限定事項拡大上申書(別紙第5)2部を作成し、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

2 航空隊長等は、陸上幕僚長からの限定事項の拡大の指示に基づき当該整備士の技能証明書の教育課程欄及び限定事項欄に所要事項を記載の上、確認するものとする。

(機種又は装置等の指定)

第5条 航空従事者が航空業務を行う場合において、その者が操縦又は機上整備することのできる機種又は整備を行うことのできる装置等(航空機の特定の装置又は系統及びとう載装備品をいう。以下同じ。)の指定は、当該者が修得した教育課程等に応じ、それぞれ別紙第2又は別紙第6の指定事項欄に掲げるとおりとする。ただし、他の自衛隊又は民間の講習等を修了した場合は、当該講習等で修了した機種又は装置等とする。

(指定事項の記載要領)

第6条 航空隊長等は、航空従事者が技能証明書を交付されたとき、又は現に技能証明を有する航空従事者が、新たに前条に規定する教育課程等を修了したときは、当該技能証明書の教育課程欄に教育課程等名を記入するとともに、備考欄に指定された事項及び指定の日付を記入するものとする。

(計器飛行証明試験の実施事務の担当)

第7条 訓令別紙第3第1項第1号の計器飛行証明試験(以下「緑試験」という。)及び同別紙第2項第2号の計器飛行証明試験(以下「白試験」という。)の実施事務は、操縦士の属する方面航空隊長、旅団ヘリコプター隊長、第1ヘリコプター団長及び航空学校長(以下「試験実施航空隊長等」という。)が行う。ただし、航空学校に設置された課程又は集合教育において実施する計器飛行証明試験の実施事務は、航空学校長が行うものとし、第1ヘリコプター団及び西部方面航空隊に設置された課程において実施する計器飛行証明試験の実施事務は第1ヘリコプター団長及び西部方面航空隊長が行うものとする。

2 検定操縦士の計器飛行証明試験の実施事務は、航空学校長が行う。ただし、第1ヘリコプター団所属検定操縦士の計器飛行証明試験の実施事務は第1ヘリコプター団長が、西部方面航空隊所属AH-64D検定操縦士の計器飛行証明試験の実施事務は西部方面航空隊長が行う。

- 3 前項以外の部隊等の長は、所属操縦士について計器飛行証明試験を受験させる必要がある場合は、計器飛行証明試験依頼書（別紙第7）により、師団飛行隊及び旅団飛行隊にあつては所属する方面隊の方面航空隊長に、飛行実験隊にあつては航空学校長に、その他の部隊等にあつては最寄りの試験実施航空隊長等に受験を依頼するものとする。
- 4 試験実施航空隊長等は、検定操縦士の不在その他やむを得ない理由により計器飛行証明試験を受験させることができない場合は、前項に準じ受験を依頼することができる。

（委員会）

第8条 試験実施航空隊長等は、計器飛行証明試験を実施するため委員会を設置するものとする。

- 2 委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成し、委員長は、試験実施航空隊長等又はその指名する幹部をもって充て、委員は、次条に規定する検定操縦士2名以上その他適任の幹部（方面航空隊が設置する委員会については、師団飛行隊長又は旅団飛行隊長から指名された幹部を、航空学校が設置する委員会については、飛行実験隊長から指名された幹部を含むことができる。）をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げるところによりそれぞれ試験業務を担当するものとする。

- (1) 委員長は、試験全般を統轄するとともに試験結果の判定を行う。
- (2) 検定操縦士たる委員は、試験の実施を担当する。
- (3) その他の委員は委員長の命じた業務を担当する。

（検定操縦士）

第9条 検定操縦士は、次の各号に掲げる条件のうちいずれをも満たし、かつ、幹部特技課程「計器飛行検査官」を修了した者で陸上総隊司令官、方面総監、航空学校長又は教育訓練研究本部長の上申した者のうちから陸上幕僚長が指定する。

- (1) 計器飛行証明（緑）を所持している者、又は計器飛行証明（白）取得後3年以上の経験を有し、現に計器飛行証明（白）を所持している者
 - (2) 自衛隊の使用する航空機の操縦士として行った飛行時間のうち計器飛行時間が100時間以上である者
 - (3) 自衛隊等における航空機の操縦士として総飛行時間が2,000時間以上である者
 - (4) 操縦に関する技能証明を有していた期間の合計が5年以上である者
- 2 検定操縦士の指定を受けた者が、上申者を異にする他の航空科部隊等又は航空機を装備しない部隊等に異動した場合には、その者の検定操縦士としての指定は取り消されたものとする。

（試験の実施時期）

第10条 計器飛行証明試験は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。この場合において、計器飛行証明を更新しようとする隊員については、特別の場合を除き当該隊員の有する計器飛行証明の有効期間が満了する日の

3月前の日の属する月の初日から1月前までの間に試験を実施するものとする。

(1) 緑試験にあつては、訓令別紙第3第1項第2号から第9号までに規定する条件を満たしたとき。

(2) 白試験にあつては、訓令別紙第3第2項第2号に規定する受験の要件を満たしたとき。

(試験及び実施要領)

第11条 計器飛行証明試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者のみについて行う。

2 計器飛行証明試験の実施要領及び判定基準は、別紙第8のとおりとする。
(学科試験問題の作成及び送付)

第12条 計器飛行証明の学科試験問題は、航空学校長が毎年作成し、当該試験を実施する年度の開始までに試験実施航空隊長等に送付するものとする。

(計器飛行証明の上申)

第13条 航空隊長等は、計器飛行証明試験を終了し、計器飛行証明を付与することを適当と認めた者について計器飛行証明上申書(別紙第9)2部に試験総合表(別紙第10)2部を添付し、当月分を一括して順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

(計器飛行のできる航空機の種類)

第14条 計器飛行証明を付与された操縦士が計器飛行を実施することができる航空機の種類は、当該操縦士が、実地試験を受験した航空機の種類とする。

(計器飛行証明の有効期間)

第15条 計器飛行証明の有効期間は、その者の誕生日から翌年の誕生日の前日までの1年間とする。ただし、新たな計器飛行証明を受けた者については当該証明を受けた日からその者の最初の誕生日の前日までの期間が6月以上の場合には、最初の誕生日の前日まで有効とし、また当該期間が6月未満の場合には、次の誕生日の前日まで有効とする。

(計器飛行証明の有効期間の延長)

第16条 航空隊長等は、計器飛行証明の更新のため計器飛行証明を上申中の隊員については、その者が現に保有する計器飛行証明の有効期限から2か月以内の範囲において当該計器飛行証明の有効期間を延長することができる。

2 航空隊長等は、前項の規定により計器飛行証明の有効期間を延長した場合には、当該隊員の現に保有する計器飛行証明書の有効期間を訂正し押印の上、余白に「更新申請中」と朱書するものとする。

(技能証明及び計器飛行証明の取消等)

第17条 航空隊長等は、航空従事者が訓令第11条第1項及び第2項に該当すると認めたときは、直ちに当該隊員の航空業務に従事することを停止又は制限するとともに、速やかに順序を経て状況を陸上幕僚長に2部報告するものとする。(補定第26号)

(技能証明書及び計器飛行証明書の再交付等)

第 18 条 訓令第 12 条第 1 項に規定する証明書の再交付の上申は、航空隊長等が再交付上申書（別紙第 11）に従前の技能証明書又は計器飛行証明書（亡失の場合を除く。）を添えて順序を経て陸上幕僚長に対し行うものとする。

2 訓令第 12 条第 2 項に規定する技能証明書又は計器飛行証明書の訂正は、限定事項の拡大に関する事項を除き航空隊長等が行うものとする。

第 3 章 航空機操縦士技量記録

（航空機操縦士技量記録の目的）

第 19 条 航空機操縦士技量記録（以下「技量記録」という。）は、航空科部隊等の長が、操縦士の技量を継続的に的確に、把握するためこれを記録し、もって訓練及び人事管理の適正を図ることを目的とする。

（技量記録作成の対象者）

第 20 条 技量記録作成の対象者は、2 等陸佐（編制上 1 等陸佐をもって充てるべき職にある 2 等陸佐、師団飛行隊長及び旅団飛行隊長を除く。）以下の階級にある自衛官のうち、編制上次の各号に掲げる部隊等の航空機を操縦する職務にある操縦士とする。

- (1) 方面航空隊
- (2) 師団飛行隊
- (3) 旅団飛行隊
- (4) 旅団ヘリコプター隊
- (5) 第 1 ヘリコプター団
- (6) 航空学校
- (7) 飛行実験隊

（技量記録の作成責任者及び調整者）

第 21 条 技量記録の作成責任者及び調整者は、別紙第 12 のとおりとする。

（技量記録の作成）

第 22 条 技量記録は、定期技量記録と臨時技量記録とする。

2 定期技量記録は、作成責任者と操縦士との間に 90 日以上職務上の指揮監督関係がある場合に毎年 1 月 1 日現在で別紙第 13 の様式により作成するものとする。

3 臨時技量記録は、作成責任者と操縦士との間に 90 日以上職務上の指揮監督関係があり、かつ、直前の定期技量記録又は臨時技量記録の作成から少なくとも 90 日以上を経過している場合で次の各号に該当するとき前項に準じて行うものとする。ただし、当該年度に定期技量記録を作成したものについては、当該技量記録の該当の欄に記載するものとする。

- (1) 作成責任者が補職替等により異動するとき。
- (2) 操縦士が異動又は技量記録作成の対象以外の者となったとき。

（技量記録の報告及び調整）

第 23 条 作成責任者は、定期技量記録を作成したときは 1 月 20 日までに、臨時技量記録を作成したときは速やかに調整者に報告するものとする。

2 調整者は、前項の技量記録を審査し、所見を記入の上、作成責任者に返送するものとする。

（技量記録の取扱い）

第 24 条 技量記録は、調整者の調整を終えた後、作成責任者が一括して保管するものとする。

2 作成責任者は、操縦士が他の部隊等に異動したときは、最新の技量記録を異動先の作成責任者（作成責任者がいない部隊等にあつては異動先の部隊等の長）に移管するものとする。

（技量記録作成上の留意事項）

第 25 条 技量記録の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

（1）操縦士の航空機の操縦技量について適正かつ公平に評価すること。

（2）技量記録は、操縦技量についてのみ評価し、入校時の成績その他過去の記録によって左右されないこと。

（3）部分的評価に偏り、総合評価を誤ることのないようにすること。

（操縦学生等の技量記録）

第 26 条 航空学校における航空機の操縦課程（集合教育を含む。）の学生及び部隊等において実施する航空機の操縦集合教育の受講者については、当該教育実施部隊等の長が教育修了時に別紙第 14 の様式により技量記録を作成し、操縦士の所属部隊等の長に送付するものとする。

第 4 章 飛行時間等の記録

（飛行時間等の記録の種類）

第 27 条 陸上自衛隊における飛行時間等の記録（以下「飛行記録等」という。）の種類は次のとおりとする。

（1）操縦士等飛行経歴（別紙第 15）

操縦士又は操縦学生が航空従事者技能証明及び計器飛行証明を取得又は更新した場合に記録するもの

（2）操縦士等飛行記録（別紙第 16）

操縦士又は航空士が航空業務を行った場合及び隊員が航空機に乗り組んで、又は飛行訓練装置を用いて航空業務に関する技能の習得を行った場合に記録するもの

（3）航空作業記録（別紙第 17）

整備士が航空業務を行った場合及び隊員が防衛省職員給与施行細則

（昭和 30 年防衛庁訓令第 52 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる作業（以下「航空作業」という。）を行った場合に記録するもの

（作成及び通知）

第 28 条 飛行記録等は、別紙第 18 に定める飛行記録等作成者が、当該部隊等に所属する隊員の実施した前条の航空業務（航空業務に関する技能の習得を含む。）及び航空作業（以下「航空業務等」という。）の飛行時間その他所要事項について、前月 1 日から末日までの期間ごとに記録し、毎月作成するものとする。

2 航空学校長、航空学校霞ヶ浦分校長、航空学校宇都宮分校長、第 1 ヘリコプター団長及び第 1 戦闘ヘリコプター隊長（以下「航空学校長等」という。）は、入校者等（集合教育、集合訓練参加者及び臨時勤務者を含む。）の飛行記録等を前項に準じ作成するものとする。

- 3 航空機を保有する部隊等の長は、前項の場合を除き、その保有する航空機により所属外の隊員が航空業務等を行った場合には、当該隊員の飛行記録等作成者に対し、その都度速やかに、飛行記録等作成資料を送付するものとする。

(海上自衛隊及び航空自衛隊との関係)

第 29 条 飛行記録等作成者は、陸上自衛隊以外の隊員が陸上自衛隊の航空機に乗り組んで航空業務等を行った場合は、飛行記録等の様式に所要事項を記入して、速やかに当該隊員の所属部隊等の長へ送付するものとする。

- 2 陸上自衛隊の隊員が、海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機に乗り組んで航空業務等を行った場合には、飛行記録等作成者は、当該自衛隊の部隊等の長から必要な資料の送付を受けて、飛行記録等を作成するものとする。

(保管等)

第 30 条 飛行記録等作成者は、操縦士等飛行記録については当該隊員の在職間、航空作業記録については 1 年間保管するものとする。なお、操縦士等飛行記録は、当該隊員が離職する場合に本人に写しを交付するものとする。

- 2 飛行記録等作成者は、所属する隊員が異動又は航空学校若しくは第 1 ヘリコプター団への入校等若しくは臨時勤務（以下「異動等」という。）する場合は、飛行記録等を当該隊員の異動等先の部隊等の長へ送付するものとする。

(報告)

第 31 条 飛行記録等作成者は、前年度最終月（3 月）分の操縦士等飛行記録の写しを 4 月 30 日までに陸上幕僚長に報告するものとする。

- 2 飛行記録等作成者は、操縦士等が離職した場合には、当該操縦士の操縦士等飛行記録の最終ページの写しを陸上幕僚長に報告するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和 41 年 11 月 1 日から施行する。
 2 この達施行の際、現に有する計器飛行証明は、この達の施行日以後の最初の誕生日までに次表左欄に掲げる月数を経過する者については、当該右欄に掲げる時期まで有効とする。

最初の誕生日までの経過日数	有効期間
6 箇月以上の者	最初の誕生日の前日まで
6 箇月未満の者	次の誕生日の前日まで

附 則（昭和 43 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 122-60 号）

この達は、昭和 43 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122-65 号）

この達は、昭和 44 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 15 日陸上自衛隊達第 99-6-1 号）

この達は、昭和 46 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 41-2-2 号）（抄）

- 1 この達は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 6 日陸上自衛隊達第 99-7-3 号）（抄）

- 1 この達は、昭和 48 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 12 日陸上自衛隊達第 122-100 号）
この達は、昭和 50 年 3 月 26 日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122-109 号）
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 27 日陸上自衛隊達第 99-6-2 号）（抄）

- 1 この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。ただし、第 27 条から第 31 条までの規定及び附則第 3 項から第 5 項までの規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条に規定する飛行記録等に、従前の飛行記録を記入することができない部分については、合計欄等に総括記入するものとし、施行日以降の分から新規に区分し、集計するものとする。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122-119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 57 年 8 月 5 日陸上自衛隊達第 99-6-3 号）
この達は、昭和 57 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 7 月 15 日陸上自衛隊達第 99-6-4 号）

- 1 この達は、昭和 58 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 この達施行の際、陸上自衛隊航空学校において実施した AH-1S 機種転換操縦教育の修了者は、この達に定める幹部特技課程（AH操縦）の修了者とみなす。

附 則（昭和 61 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 99-6-5 号）
この達は、昭和 61 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 11 月 22 日陸上自衛隊達第 99-6-6 号）
この達は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 99-6-7 号）
この達は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122-127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 99-2-13 号）（抄）

- 1 この達中別表第 1 の改正規定並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定は平成 4 年 4 月 1 日から、別表第 2 の改正規定は同年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 99-6-8 号）
この達は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 24 日陸上自衛隊達第 99-6-9 号）
この達は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99-6-10 号）

この達は、平成9年3月28日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-136号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122-151号）

- 1 この達は、平成11年3月29日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成11年12月24日陸上自衛隊達第99-6-11号）

この達は、平成11年12月21日から施行する。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第122-167号）

- 1 この達は、平成13年3月27日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊達第122-175号）

- 1 この達は、平成14年3月27日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月28日陸上自衛隊達第122-197号）

- 1 この達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122-206号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第99-6-12号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成22年3月25日陸上自衛隊達第122-243号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月19日陸上自衛隊達第122-251号）

この達は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成24年3月16日陸上自衛隊達第99-6-13号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月25日陸上自衛隊達第122-262-2号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月17日陸上自衛隊達第99-6-14号）

この達は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年10月13日陸上自衛隊達第99-6-15号）

この達は、平成27年10月13日から施行する。

附 則（平成28年3月23日陸上自衛隊達第122-276号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-291号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達第122-302号）

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年3月24日達第122-308号）

1 この達は、令和2年3月31日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月12日陸上自衛隊達第122-314号）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、第2条から第3条までの規定による改正の前の現に存する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月29日陸上自衛隊達第122-317号）（抄）

1 この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日陸上自衛隊達第99-6-16号）（抄）

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

別紙第 1 (第 2 条関係)

技能証明上申書 (操縦士)

下記の者に対し、_____の技能証明を付与されたく上申する。

上 申 年 月 日

航空隊長等

所属	階級	氏 名 (生年月日)	指定すべき機種	搭乗配置 勤務時間	飛行 時間	現有技能証明の種類番号及び取得年月日	計器飛行証明の種類及び取得年月日	身体 検査	教育課程名及び修了年月日	摘 要

寸法：日本産業規格 A 4

備考：摘要欄には、訓令別紙第 1 第 5 項第 2 号又は第 7 項第 2 号に規定する航空法による技能証明の資格の有無及び事故の有無について記入する。

技能証明上申書 (航空士)

下記の者に対し、_____の技能証明を付与されたく上申する。

上 申 年 月 日

航空隊長等

所属	階級	氏 名 (生年月日)	指定すべき機種	空中勤務期間	飛行 時間	現有技能証明の種類番号及び取得年月日	身体 検査	教育課程名及び修了年月日	摘 要

寸法：日本産業規格 A 4

備考：摘要欄には、訓令別紙第 1 第 11 項第 2 号に規定する航空法による技能証明の資格の有無及び事故の有無について記入する。

別紙第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

正 規 教 育 課 程

区 分	課 程	種 別 等	限定事項	指 定 事 項	
L操縦士	幹 部 特 技	L R 操 縦		LR-2	
H操縦士	幹 部 特 技	航 空 操 縦 (前 期)		TH-480B	
	一 般	陸 曹 航 空 操 縦 (前期及び中期)			
航 空 士	陸 曹 特 技	機 上 整 備 員		CH-47	
		機 上 操 作 員		V-22	
整 備 士	幹 部 特 技 陸 曹 特 技 生 徒 (中 期)	航 空 整 備 航 空 機 整 備 アビオニクス整備 L R 整 備	一 般 整 備		
	陸 曹 特 技 生 徒 (後 期)	航 空 機 整 備			
	幹 部 特 技	航 空 整 備	特 殊 整 備		機 体 関 係 発 動 機 関 係 航 空 武 装 関 係
		アビオニクス整備			電 子 ・ 電 気 ・ 計 器 関 係
	陸 曹 特 技	航 空 機 体 整 備			機 体 ・ 発 動 機 関 係
		航 空 電 子 整 備			電 子 ・ 電 気 ・ 計 器 関 係
	陸 曹 特 技 生 徒 (後 期)	航 空 武 装 整 備			航 空 武 装 関 係
		アビオニクス整備			と う 載 装 備 品 整 備
	幹 部 特 技	アビオニクス整備			
		部 隊 通 信			
	陸 曹 特 技	アビオニクス整備			
		航 空 通 信 整 備			
部 隊 通 信					
写 真 後 期 (航)					
	落 下 傘		航 空 写 真 機		
※初級の幹部術科	機 上 電 子		落 下 傘		
			航 空 電 子 装 備		

注：教育は、陸曹特技課程「機上操作員」において実施する。

備考：1 ※印は、航空自衛隊委託課程である。

2 「一般整備」とは、航空機一般について整備（飛行前後の点検、飛行間の点検、定期検査、発動機交換時の検査、特別検査、受領検査等）を行うことをいう。

「特殊整備」とは、航空機の特定の装置又は系統（プロペラ関係、油圧関係、計器関係、電気関係、航空武装関係、ジェット機関係、往復機関係及び機体関係）について専門的に整備を行うことをいう。

「とう載装備品整備」とは、航空機のとう載装備品で航空機の飛行に直接関係のないもの（航空無線機、航空電子装置、砲塔装置、照準器、火器、写真機、気象機器、落下傘及び救命装具）について専門的に整備を行うことをいう。

別紙第3（第2条、第4条関係）

防衛大臣の指定する講習

- 1 L操縦士（訓令別紙第1第6項第2号及び第3号に規定する講習）
 - （1） 陸上自衛隊による短期操縦課程
 - （2） 合衆国軍隊による連絡用航空機の操縦講習
 - （3） 防衛大臣が前2号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 2 H操縦士（訓令別紙第1第8項第2号及び第3号に規定する講習）
 - （1） 合衆国軍隊による回転翼航空機操縦講習
 - （2） 海上自衛隊による回転翼航空機操縦講習
 - （3） 航空自衛隊による救難操縦課程講習（前期）
 - （4） 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 3 航空士（訓令別紙第1第12項第2号及び第3号に規定する講習）
 - （1） 海上自衛隊による航法、通信、機上整備及び偵察等の講習
 - （2） 航空自衛隊による航空士の講習
 - （3） 合衆国軍隊又は合衆国軍隊が委託した企業による航法、通信、機上整備及び偵察等の講習
 - （4） 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 4 整備士（訓令別紙第1第13項第2号及び第3号に規定する講習）
 - （1） 4週間以上（連絡用航空機の整備に関するものについては3週間以上）にわたり行われる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による短期整備幹部課程又は講習
 - （2） 8週間以上（航空写真機の整備に関するものについては4週間以上）にわたり行われる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による短期一般整備課程又は講習
 - （3） 4週間以上にわたり行われる合衆国軍隊による整備講習
 - （4） 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの

別紙第4（第2条関係）

整備に関する所要の実務経験期間及び必要な経験の基準

- 1 訓令別紙第1第13項第1号中の「所要の実務経験期間」は、18月とする。ただし、その者が整備について経験を有する場合には、次項により計算して得た点数2点につき1月を減ずる。
- 2 訓令別紙第1第13項第3号中の「必要な経験」とは次の2表により計算して得た点数の合計が25点以上となることをいう。

(1) 整備に関する経験による点数

整備（整備作業を含む。）に関する経験		1年につき	
		甲	乙
自衛隊	機付長、作業班長以上	10	5
	その他	7	3.5
自衛隊以外	技手以上	7	3.5
	その他	4	2

備考：行おうとする整備の種目と同種の経験の場合には、甲欄に掲げる点数を用い、異種であるがこれと密接な関係のある経験の場合には、乙欄に掲げる点数を用いる。整備（整備作業を含む。以下同じ。）に関する経験であっても、上記以外の経験は、点数を加えてはならない。

(2) 整備に関する学歴による点数

最終学歴	大学卒業	整備に関係のある学科	8
		その他の学科	2
	短大及び高専卒業	整備に関係のある学科	6
		その他の学科	1
工業学校等卒業			2

技能証明限定拡大上申書

下記の者に対して技能証明の限定を拡大されたく上申する。

上 申 年 月 日

航空隊長等

所属	階級	氏 名 (生年月日)	現有技能証明 の種類番号及 び取得年月日	限定事項の拡 大を受けよう とする整備の 種類	教育課程名 及び修了年 月日	摘 要

寸法：日本産業規格A4

指定事項を追加できる教育課程及び集合教育

区分	課程名又は教育名	指定事項	備考	
L 操縦士	幹部特技課程「LR操縦」	LR-2	集合教育は、既に技能証明保持者が未修了機種について行う別を示す部隊等の教育を含む。	
	LR-2機種転換操縦集合教育			
H 操縦士	幹部特技課程「OH-1操縦」	OH-1		
	幹部特技課程「UH-60操縦」	UH-60JA		
	幹部特技課程「戦闘操縦」	AH-1S		
	幹部特技課程「戦闘操縦(AH-64D)」	AH-64D		
	機種転換操縦集合教育	UH-1		UH-1
		UH-2		UH-2
		CH-47J		CH-47J
		CH-47JA		CH-47JA
		EC-225LP		EC-225LP
		TH-480B		TH-480B
		V-22		V-22
	一般課程「陸曹航空操縦(後期)」	UH-1J		UH-1J
		UH-60JA		UH-60JA
		OH-1		OH-1
		CH-47JA	CH-47JA	
		AH-1S	AH-1S	
AH-64D		AH-64D		
幹部特技課程「航空操縦(後期)」	UH-1J	UH-1J		
	UH-60JA	UH-60JA		
	OH-1	OH-1		
	CH-47JA	CH-47JA		
	AH-1S	AH-1S		
	AH-64D	AH-64D		

計器飛行証明試験依頼書

下記の者の計器飛行証明試験を実施されたく依頼する。

依頼 年 月 日

試験依頼部隊等の長

所属	階級	氏 名 (生年月日)	現有技能 証明の種 類及び取 得年月日	現有計器飛 行証明の種 類及び有効 開始日	希 望		備 考
					使用航空 機	受験期間	

寸法：日本産業規格A4

備考：1 備考欄には、受験者の使用航空機の区分に応じ、航空機（自隊）又は航空機（依頼先部隊）と記入する。

2 期間満了の月を同じくする者ごとに別葉とする。

計器飛行証明試験実施要領及び判定基準

1 学科試験

(1) 試験課目

- ア 航空法規
- イ 航空気象
- ウ 推測航法及び無線航法
- エ 航空機用計測器
- オ 飛行計画
- カ その他

(2) 試験問題数及び時間

- ア 補助手段を用いることなく記憶のみにより解答する問題おおむね 50 問について 2 時間とする。
- イ 補助手段として関係刊行物を用いて解答する問題おおむね 50 問について 2 時間とする。

(3) 判定

前号ア、イの問題について、それぞれ正解率が 75%以上とする。ただし、(緑) 試験にあつては、正解率が 85%以上とする。

2 実地試験

(1) 試験課目

- ア 基本計器
 - (ア) パターン飛行
 - (イ) 急旋回
 - (ウ) 異常姿勢からの回復
- イ 計器航法
 - (ア) 飛行準備
 - (イ) 計器出発方式
 - (ウ) 航空路飛行
 - (エ) 待機方式及び計器進入方式
 - (オ) レーダー進入方式
 - (カ) 全般操作
- ウ 緊急操作

(2) 技量評価及び判定

検定操縦士は、航空学校長の定める技量評価基準に基づき受験者の技量を評価して実施試験成績表(付紙)を作成し、委員長は、当該受験者の技量評価に基づき別紙第 10 を使用して合否を判定する。この場合、(緑) 試験にあつては、計器飛行証明(緑)を有する検定操縦士が行う。

実地試験成績表				
受験者	所 属		階 級	氏 名
使用機種	試験の種類	実施年月日	検 定 操 縦 士	
	初 度	自 至	階 級	氏 名
	更 新			
	白			
	緑			
技 量 の 評 価				
課 目	合	否	概 評	
基 本 計 器	パターン飛行			
	急 旋 回			
	異常姿勢からの回復			
計 器 航 法	飛行準備			
	計器出発方式			
	航空路飛行			
	待機方式及び計器進入方式			
	レーダー進入方式			
緊 急 操 作				
全 般				
総 合 所 見				

備考：課目「待機方式及び計器進入方式」の概評欄に実施した計器進入方式を注記する。

実地試験判定表

(その1)

課目	判定項目	判定基準	摘要	
基本計器	パターン飛行	高度の維持	偏位量±100 f t以内	
		方向の維持	偏位量±10° 以内	
		速度の維持	偏位量±10 k t以内	
		昇降率の維持	偏位量±200fpm 以内	
		操作時機及び旋回方向	操作時機の誤り 1 回以内 旋回方向誤りなし	
	急旋回	傾斜角の維持	偏位量± 5° 以内	
		高度の維持	偏位量±100 f t以内	
		速度の維持	偏位量±15 k t以内	
	異常姿勢からの回復	姿勢の判定	姿勢判定が正しくできる	
		回復操作手順	危険な状態に陥ることなく回復操作ができる	

実地試験判定表

(その2)

課目	判定項目	判定基準	摘要	
計器 航法	飛行準備	気象情報の収集及び読解	重要な気象情報の欠落又は解読に重大な誤りがない	
		気象判断	気象判断が適切である	
		航空情報の収集及び読解	重要な航空情報の欠落又は解読に重大な誤りがない	
		航空機の装備及び飛行性能の把握	航空機の装備及び飛行性能について理解している	
		経路及び高度の選定	経路・高度の選定において規則に定められた条件を満たしている	
		代替飛行場の選定	代替飛行場の選定において規則に定められた条件を満たしている	
		航法計画(フライトログ)の作成	航法諸元(E T E 偏流等)の計算に重大な誤りがない	
		必要燃料の確認	必要燃料について規則に定められた条件を満たしている	
		飛行計画書「G」の作成	正確な飛行計画書「G」が作成できる	
	法	管制承認の受領及び理解	管制承認を受領し理解できる	
		計器飛行前の内部点検	内部点検に重大な誤りがない	
		計器 出発方式	出発方式の理解及び計画性	出発方式を理解しており上昇経路の飛行が計画的である
	管制指示の理解及び遵守		管制指示を理解でき遵守している	
	上昇経路の正確性		上昇区域内で上昇できる	

実地試験判定表

(その3)

課目	判定項目	判定基準	摘要		
計器	計器 出発方式	高度の維持	偏位量±100 f t以内		
		速度の維持	偏位量±10 (固定翼±5) k t以内		
	航空路 飛行	管制承認指示の 理解及び遵守	管制承認指示を理解し指示に基づき飛行 できる		
		経路の維持	トラッキングにより経路を維持できる		
		高度の維持	偏位量±200 f t以内		
		速度の維持	偏位量±10 k t以内		
		予定到着 時刻の算出	E T Aの算出ができる		
		目的地・高度・ 飛行方式等の 変更要領	変更手順が正しくできる		
		高度計規正	高度計規正が適時にできる		
	航法	待機 方式	待機方式の 理解	待機方式を理解している	
			管制承認 指示の理解 及び遵守	管制承認指示を理解でき遵守している	
			待機経路への 進入要領	待機経路への進入要領に重大な誤りがな い	
		待機方式 及び計器 進入方式	経路の維持	トラッキングにより経路を維持できる	
			高度の維持	偏位量±100 f t以内	
速度の維持			偏位量±10 k t以内		
進入方式の 理解及び 計画性			計器進入方式を理解しており進入操作が 計画的である		
計器 進入 方式		管制承認 指示の理解 及び遵守	管制承認指示を理解でき遵守している		

実地試験判定表

(その4)

課目	判定項目	判定基準	摘要		
計器 航法	待機方式及び計器進入方式	計器進入方式	経路の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・トラッキングにより経路を維持できる (ADF. VOR. VOR/DME. TACAN) ・ I L S 偏位量± 1 ドット以内 	
			降下速度の維持	偏位量±10 k t 以内	
			降下率の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設定値に対し±200fpm 以内 ・ I L S 偏位量± 1 ドット以内 	
			着陸前点検の確実性	着陸前点検に重大な誤りがない	
			規定高度の維持	偏位量中間進入-100 f t 以内 偏位量最終進入-50 f t 以内	
			DA 又は MDA の維持	偏位量+50 f t、-20 f t 以内	
			進入復行時機及び操作手順の確実性	適時に進入復行ができる	
	レーダー進入	管制指示の理解及び遵守	管制指示が理解でき遵守している		
			通話と操舵(だ)の調和	通話と操舵が同時にできる	
			着陸前点検の確実性	着陸前点検に重大な誤りがない	
		イニシャル・チ	高度の維持	偏位量±100 f t 以内	
			方向の維持	偏位量±10° 以内	
			速度の維持	偏位量±10 k t 以内	

実地試験判定表

(その5)

課目		判定項目		判定基準	摘要
計 器 航 法	レーダー 進入	フ ア プ イ ロ ナ ー ・ チ	指示方向 の維持	偏位量±5° 以内	
			速度の 維持	偏位量±10k t 以内	
			グライド パスに 応ずる 降下率 の設定	P A R 設定値に対し±300fpm 以内 A S R 偏位量±200 f t 以内	
		D A 又 は M D A の維持	偏位量+50 f t、-20 f t 以内		
		進入復行 操作 手順の 確実性	適時に進入復行ができる		
緊急操作	制 限 計 器	制 限 計 器	高度の 維持	偏位量±200 f t 以内	
			方向の 維持	偏位量±20° 以内	
			速度の 維持	偏位量±15k t 以内	
	オ ー ト ロ テ ー シ ョ ン (単 発 機)	降 下 オ ー ト ロ テ ー シ ョ ン (単 発 機)	方向の 維持	偏位量±15° 以内	回転翼
			速度の 維持	偏位量±15k t 以内	
			ローター 回転数の 維持	ローター回転数運用限界以内に維持できる	
	一 発 機 故 障 時 の (多 発 機)	一 発 機 故 障 時 の (多 発 機)	方向の 維持	偏位量±20° (固定翼±10°) 以内	
			高度の 維持	偏位量±100 f t 以内	固定翼
			操作手順	所定の手順ができる	

実地試験判定表 (その6)				
課目	判定項目	判定基準	摘要	
緊急操作	M	高度の維持	偏位量±200 f t 以内	
	D	方向の維持	偏位量±15° 以内	
	F	速度の維持	偏位量±15 k t 以内	
	F (該当機)	機位判定の確実性	測定は2回以内及び10分以内	
		局上通過確認	1.5NM以内及び通過を確認できる	
		無線機故障時の操作手順の確実性	操作手順に重大な誤りがない	
		計器・機器等故障時の操作手順の確実性	操作手順に重大な誤りがない	
		緊急時の通話手順及び要領の確実性	通話手順及び要領に重大な誤りがない	
全般		規則の遵守	規則等を遵守できる	
		通話要領	管制機関との交信(ATIS、可視信号含む)が円滑にできる	
		操作の円滑調和	円滑で調和がとれている	
		注意力	一点集中に陥らない	
		判断力	変化する各種の状況下において適時適切に判断できる	

実地試験判定表記載要領

1 全般

- (1) 判定表は、実地試験合格のための最低基準を示したものであり、判定項目のうち1つでも基準に到達していない事実が発生したならば不合格と委員長に報告するためのものである。
- (2) 各偏位量の判定には、偏位が5秒以内であって、かつ、修正が急激でないもの及び悪気流等による不可避的なものは対象としない。

2 細部事項

- (1) パターン飛行で、パターン“B”を行った場合の速度変換は、旋回終了までに終わらせる。
- (2) 急旋回は、左右360度の旋回をもって行う。
- (3) 異常姿勢からの回復で危険な状態とあるものの程度は、試験官が操縦桿(かん)をとらなければならないと判定した状態をいう。
- (4) レーダー進入のファイナルにおける指示方向の維持は、滑走路に対する偏位ではなく、管制官の針路の指示に対する偏位である。
- (5) 各進入方式において、進入復行を実施しなかったときは、着陸後口頭試問をおこなって判定する。
- (6) 制限計器は、1分間水平飛行、右(又は左)180度水平旋回、1分間水平飛行、左(又は右)180度水平旋回、1分間水平飛行の要領で行う。

計器飛行証明上申書 (白)

下記の者に対し計器飛行証明を付与 (更新) されたく上申する。

上 申 年 月 日
航空隊長等

㊞

所属	階級	氏名 (生年月日)	現有技能証明の種類及び取得年月日	現有計器飛行証明の取得年月日	過去6か月間の計器飛行時間(10時間以上)	過去6か月間の天候による計器飛行時間	過去6か月間の計器進入回数(5回以上)	教育課程名及び修了年月日	実地試験受験機種	有効計器装置	摘要

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 飛行時間は、試験前日までの時間とする。
2 摘要欄には、試験を行った日、その他必要な事項を記入する。

計器飛行証明上申書 (緑)

下記の者に対し計器飛行証明を付与 (更新) されたく上申する。

上 申 年 月 日
試験実施航空隊長等

㊞

所属	階級	氏名 (生年月日)	現有技能証明の種類及び取得年月日	現有計器飛行証明の種類及び取得年月日	主操縦士飛行時間(100時間以上)	天候による計器飛行時間(50時間以上)	過去1年間の計器飛行時間(25時間以上)	過去6か月間の計器飛行時間(15時間以上)	過去6か月間の計器進入回数(5回以上)	飛行時間(2,000時間以上)	操縦期間(5年以上)	実地試験機種	有効計器装置	摘要

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 飛行時間は、試験前日までの時間とする。
2 摘要欄には、試験を行った日、その他必要な事項を記入する。

試 験 総 合 表					
計器飛行証明の種類			<input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> 緑		
氏 名			階 級		認識番号 G
計器飛行時間	過去1年間	過去6か月	総計器飛行時間	生年月日	・ ・ ・
天 候				技能証明	
計器訓練				計器進入回数	
計				総飛行時間	
学 科 試 験 <input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格					
実 地 試 験					
課 目			合 格	不 合 格	摘 要
基本計器	パターン飛行				
	急旋回				
	異常姿勢からの回復				
計器航法	飛行準備				
	計器出発方式				
	航空路飛行				
	待機方式及び計器進入方式				
	レーダー進入方式				
緊 急 操 作					
全 般					
日 付 令和 年 月 日					
検定操縦士階級氏名					
委員長 階級氏名					

寸法：日本産業規格A4

備考：実地試験を実施した計器進入方式を摘要欄に記入する。

別紙第11（第18条関係）

再 交 付 上 申 書

防衛大臣 殿

所属 階級 氏名

年 月 日 _____ 証明書を（亡失・破損）したので関係書類を添えて再交付を上申する。

証明書の種類 ・ 番号・取得年月日	
理 由	

寸法：日本産業規格A4

技量記録の作成責任者及び調整者

対 象		作 成 責 任 者	記 録 調 整 者
方面航空隊	航空隊本部及び本部付隊	航空隊長	航空隊長
	対戦車(戦闘)ヘリコプター隊	対戦車(戦闘)ヘリコプター隊長	
	方面ヘリコプター隊	方面ヘリコプター隊長	
師団飛行隊		師団飛行隊長	師団飛行隊長
旅団飛行隊		旅団飛行隊長	旅団飛行隊長
旅団ヘリコプター隊		旅団ヘリコプター隊長	旅団ヘリコプター隊長
第1ヘリコプター団長	ヘリコプター団本部及び本部管理中隊	第1ヘリコプター団長	第1ヘリコプター団長
	第1輸送ヘリコプター群	第1輸送ヘリコプター群長	
	輸送航空隊	輸送航空隊長	
	特別輸送ヘリコプター隊	特別輸送ヘリコプター隊長	
	連絡偵察飛行隊	連絡偵察飛行隊長	
	第102飛行隊	第102飛行隊長	
航空学校	第1教育部及び第2教育部	各教育部長	航空学校長
	研究部	研究部長	
	飛行教導隊長	飛行教導隊長	
	その他の部室	航空学校長	
	霞ヶ浦校	分校長	
	宇都宮校	分校長	
飛行実験隊		飛行実験隊長	飛行実験隊長

(表)
航空機操縦士技量記録
定期・臨時

令和 年度

所 属	階 級	氏 名		生 年 月 日			
				昭 平			
課 程 等 名	期 間	職 務 歴	職 名(所属)	期 間	配 置 区 分	年 数	
課 程 等 の 履 修			()		搭・非		
			()		搭・非		
			()		搭・非		
			()		搭・非		
			()		搭・非		
技 能 証 明	H操縦士(No.) (. . 取得) L操縦士(No.) (. . 取得)		計 器 証 明	白(. .)取得・更新 緑(. .)取得・更新			
修 得 機 種 ・ 飛 行 時 間	機 種	修 得 年 月	飛 行 時 間	機 種	修 得 年 月	飛 行 時 間	
	飛行時間合計	回転翼機：		固定翼機：			
射 撃	火 器	AH-1			AH-64		OH-1
		20mmGUN	TOW	ASR	30mmGUN	HF	AAM
	区 分						
	年 度 射 撃 弾 数 累 計						
検 定 等	練 度 段 階 区 分				新 規 ・ 継 続		
	射 撃 検 定 区 分				新 規 ・ 継 続		
無 事 故 表 彰			航 空 事 故 航 空 不 安 全				
総 合 評 価	評 価 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
記 録 調 整 者 所 見	令和 年 月 日						
第22条第3項ただし書による臨時記録	実施理由：本人の異動・記録責任者の異動						
	所見： 令和 年 月 日 作成責任者						

寸法：日本産業規格A4

備考：総合評価は、素質、判断力、安定性、個癖、経験等に基づく任務遂行能力、指導上注意すべき事項を具体的に記述する。

(裏)

課目別技量評価 (機種:)

課目	飛行時間	記事	所見
基本操縦	T : M : (:)		
戦技操縦	基礎	T : M : (:)	
	応用	T : M : (:)	
射撃	T : M : (:)		
各種状況下の行動	T : M : (:)		
NVG・DVG	T : M : (:)		
飛行時間の合計	T : M : 計 : (:)	総飛行時間	: 前回評価等における総飛行時間の合計
		運用上の資格	前回評価時の練度評価区分
備考			
<p>1 飛行時間は、前回の技量評価以降の時間を記録し、()内は夜間飛行時間を記入する。NVG・DVG及び夜間飛行時間は内数とし、各課目ごとのT(訓練等)には任務記号T-a・b・c・d・eの飛行時間の総計を、M(任務等)にはT以外の飛行時間の総計を記入する。</p> <p>2 記事欄は、オートローテーション回数、課目別射撃弾数、参加した主要演習名等訓練管理上の参考となる事項を記録する。オートローテーション回数にはターミネーションウイズパワーを含むものとし、フルタッチの回数を括弧書きで記入(例:オートローテーション25(4))する。</p> <p>3 練度は、操縦士各個訓練基準に基づくA・B・C及びD(C未到達)の4段階で記録する。</p> <p>4 所見は、じ後訓練管理上参考となる事項を具体的に記述する。特に操縦資質に関する事項、不安全要素を含む個癖、改善、注意を要する事項は、漏れなく記録する。</p> <p>5 運用上の資格欄は各部隊等で付与されている操縦士の資格(例:試験飛行操縦士、戦技操縦教官等)を記入する。</p> <p>6 訓練指定機種が2機種の操縦士については、各機種ごとに課目別技量評価を作成するものとする。</p>			

操縦士等飛行経歴

氏名				操縦学生	総計			航空無事故			1500h	3000h	5000h			
認識番号		G		飛行時間	L			表彰	表彰年月日							
					H				総飛行時間							
技能証明	L 操 縦 士	機種	取得年月日	課程名等	飛行時間	H 操 縦 士	機種	取得年月日	課程名等	飛行時間						
			・	・					・	・						
			・	・						・	・					
			・	・						・	・					
			・	・						・	・					
			・	・						・	・					
操縦経歴	期間	場所	主たる機種	総飛行時間	計器飛行証明	初度取得年月日	L	・								
						H	・									
						更新年月日		・	・	()	・	・	()	・	・	()
								・	・	()	・	・	()	・	・	()
								・	・	()	・	・	()	・	・	()
								・	・	()	・	・	()	・	・	()
								・	・	()	・	・	()	・	・	()
								・	・	()	・	・	()	・	・	()

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 操縦学生飛行時間欄は、技能証明取得のための正規の教育課程において飛行した時間を記入する。
 2 技能証明欄は、所要の項目を記述する他、他機種の機種転換教育を修了した場合は、修了した機種、年月日、集合教育名、飛行時間も記入する。
 3 操縦経歴欄は、主として搭乗配置として勤務した期間、基地となる場所名、指定機種名及び当該勤務終了時の総飛行時間を記入する。
 4 計器飛行証明欄は、計器飛行証明の初度取得年月日及びじ後の更新又は取得年月日と白、緑の区分を記入する。
 (例)

期 間	場 所	主たる機種	総飛行時間
3.4~5.7	宇都宮	UH-1J	2210h

1 用語の定義

- (1) 飛行時間とは、航空機を運航（地上滑走、ホバリングを含む。）させるため、係留地を離れた時刻からエンジンを停止するまでの時間をいい、2捨3入による5分単位で表現する。
- (2) 計器進入とは、航空機が計器進入方式又はレーダー進入方式によって着陸のための進入をすることをいう。

2 記載上の注意事項

- (1) 操縦士が、航空業務等を行わなかった場合にも、飛行時間「0」として記録する。
- (2) 飛行時間の集計は、第28条の規定にかかわらず年度最終月及び所属操縦士が転属等する場合を除き省略することができる。

3 細部要領

記 載 欄	記 事 内 容
所 属	記録される操縦士等の所属する部隊・機関の名称
基 地	航空機を保有する部隊等の所在する駐屯地又は飛行場の名称
作 成 部 隊	飛行記録等作成部隊の名称 操縦士等の所属と同一の場合は省略
記 録 者	作成部隊の訓練幹部等の階級及び氏名
作 成 者	飛行記録等作成者の階級及び氏名
任 務 記 号	付紙に定める任務記号のうち該当する記号 航空機の主として発進及び着陸した飛行場名又は地名。
発着飛行場	局地飛行の場合は「L. C. L」、折返し飛行の場合は「地名R/R」等
機長操縦士	航空機の操縦席に位置し、操縦に従事している者であって、操縦に関し責任を有する者としての飛行時間（「フード」飛行時間、操縦学生の互乗飛行で正操縦席にある飛行時間及び操縦学生の単独飛行時間を含む。）
操 縦 教 官	学校及び部隊等において基本教育の教官又は検定官としての飛行時間
計器訓練時	「フード」飛行を行った場合、操縦席において見張りに任じた機長としての飛行時間

副操縦士 飛行時間	操縦席に位置し、機長操縦士を補佐する者又は操縦教官の監督下で基本教育の被教育者としての飛行時間（対戦車ヘリコプター等の射手席にある者を含む。）
航空業務	当該機種 of 技能証明を有する航空士が操縦席以外の場合に乗り組んで編隊長等航空活動の指揮又は航空業務の実施に任じた飛行時間 当該機種 of 技能証明を有する航空士が航空業務の実施に任じた飛行時間
計	f 欄から j 欄までの合計
夜間飛行	日没から日出までの間の飛行時間
計器飛行 方式	計器飛行方式によって飛行した飛行時間
天候	天候による計器飛行を行った時間
フード	「フード」を装着して計器飛行訓練を実施した飛行時間
計器進入	計器進入の回数
危険作業	危険航空作業をいい、同作業に該当する飛行を実施した場合に該当欄に○印を記入
機種別計	本表の機種（指定機種を機種欄に記入）別、項目別の合計
任務別 飛行時間	任務記号に基づく飛行時間の分類の累計
飛行訓練装置 による計器 進入	種類欄はリンクトレーナー、シミュレータ等の装置名、訓練装置飛行時間欄は当該操縦士等の装置を使用した時間及び計器進入名の該当欄に回数

航 空 作 業 記 録

所 属		階級		氏名	
技能証明の種類	限 定	年 月 日		作 成 者	職名 階 級 氏 名
		. . .			
		. . .			
		. . .			
回数	日付	機種等	発着 飛行場	航空作業の内容	摘 要
1					
2					
3					
4					
~~~~~					
16					
備考					

寸法：日本産業規格A4

記 載 要 領

記 載 欄	記 載 内 容
所 属	整備士等の所属部隊等の名称
技能証明の種類	「航空従事者技能証明等に関する達」別紙第2 に示す限定事項の内容
航空作業の内容	航空作業の具体的内容と ( ) を付けてその中に飛行時間を記入 (例) PE完了に伴う確認飛行 (1 :05)

別紙第18 (第28条関係)

飛行記録等作成者

航空従事者等の所属する部隊等		作成者	備考
方面航空隊	航空隊本部及び本部付隊	航空隊長の指名する者	1 左記以外の部隊等に所属する航空従事者等の飛行記録等は、当該従事者等の所属長が左記作成者のいずれかに依頼する。ただし、方面総監部所属の者については、方面総監が別に示すところによる。 2 陸上幕僚監部に所属する航空従事者等については、別に示すところによる。
	対戦車(戦闘)ヘリコプター隊	対戦車(戦闘)ヘリコプター隊長	
	方面ヘリコプター隊	方面ヘリコプター隊長	
	方面航空野整備隊	方面航空野整備隊長	
	方面管制気象隊	方面管制気象隊長	
師団飛行隊		師団飛行隊長	
旅団飛行隊		旅団飛行隊長	
旅団ヘリコプター隊		旅団ヘリコプター隊長	
第1ヘリコプター団	団本部及び本部管理中隊	第1ヘリコプター団長の指名する者	
	第1輸送ヘリコプター群	第1輸送ヘリコプター群長	
	輸送航空隊	輸送航空隊長	
	特別輸送ヘリコプター隊	特別輸送ヘリコプター隊長	
	連絡偵察飛行隊	連絡偵察飛行隊長	
	第102飛行隊	第102飛行隊長	
第1ヘリコプター野整備隊		第1ヘリコプター野整備隊長	
航空学校		学校長	
航空学校霞ヶ浦校		分校長	
航空学校宇都宮校			
飛行実験隊		飛行実験隊長	